

# 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

## 【第4期計画】

計画期間 令和4年4月1日から  
令和9年3月31日まで

(令和4年3月29日付け鹿児島県公報により公表)

令和4年3月

鹿児島県環境林務部自然保護課

# 目 次

## ●計画書本編

1	計画策定の背景及び目的 .....	1
(1)	背景.....	1
(2)	目的.....	1
2	管理すべき特定鳥獣の種類 .....	1
3	計画の期間.....	1
4	特定鳥獣の管理が行われるべき区域 .....	1
5	特定鳥獣の管理の目標 .....	2
(1)	現状.....	2
(2)	管理の目標.....	12
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方 .....	13
6	特定鳥獣の数の調整に関する事項 .....	14
(1)	捕獲計画.....	14
(2)	効果的な捕獲手法の活用 .....	15
(3)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施.....	15
7	特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 .....	16
8	その他特定鳥獣の管理のために必要な事項 .....	17
(1)	被害防止対策 .....	17
(2)	モニタリング等の調査研究 .....	17
(3)	計画実施体制 .....	18

## 1 計画策定の背景及び目的

### (1) 背景

本県では、県本土全域と奄美群島を中心にイノシシによる被害が発生していたため、平成19年度から特定鳥獣保護管理計画を策定（平成27年度に第二種特定鳥獣管理計画<sup>\*</sup>に変更）し、現在に至るまで、農地を中心とした被害防除対策や捕獲が実施されてきたところであるが、被害は依然として高い水準で推移し減少させるに至っていない。

近年は、里山集落の過疎化等から都市部への分布域拡大が懸念され、県民生活との直接的な軋轢等も生じ、イノシシ被害の軽減化のための新たな対策を早急に講じることが緊急の課題となっている。

このような現状から、イノシシ個体群について、管理の目標を設定し、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林作物の被害軽減、人的被害の未然防止と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図る必要がある。

### (2) 目的

イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害の未然防止又は減少を図ることにより、人とイノシシの適切な関係を構築することを目的とする。

## 2 管理すべき特定鳥獣の種類

イノシシ

## 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

（第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）

## 4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（図1参照）

（ただし、三島村、十島村、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、知名町、和泊町、与論町を除く。）※沖永良部島のイノシシは移入種であるため対象外

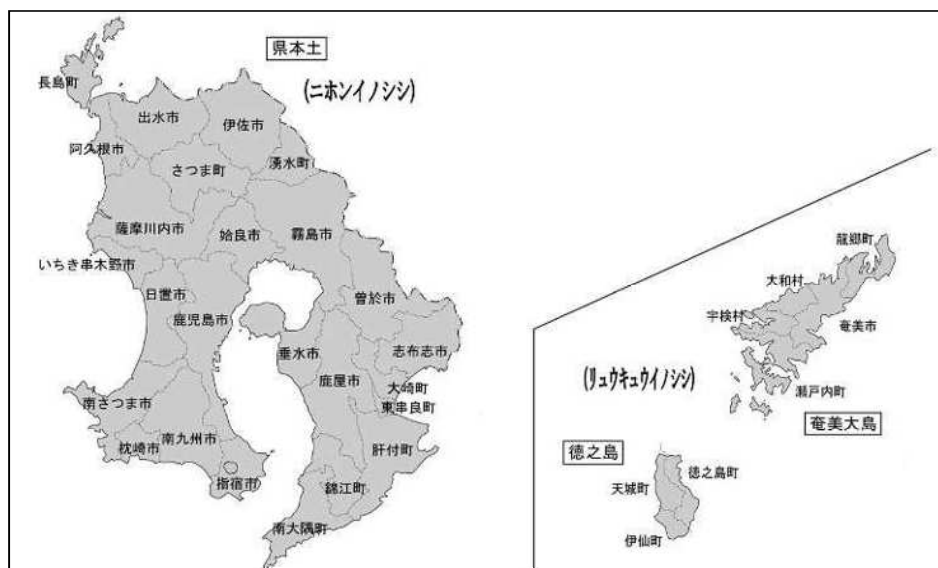


図1 管理が行われるべき区域

<sup>\*</sup> 第二種特定鳥獣管理計画とは、法第7条第2項の規定により、県が、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに定める計画のこと。

## 5 特定鳥獣の管理の目標

### (1) 現状

#### ア 生息環境

#### (7) 地形

鹿児島県は九州の南端に位置し、東西約 270km、南北約 600km に広がり、総面積 9,188km<sup>2</sup> で県本土と甬島、種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等 200 有余の島々からなる。薩摩、大隅の二大半島が主要部分をなし、薩摩半島では、北部を紫尾山系が東西に走り、大隅半島では鹿児島湾に沿って高隈山系が、太平洋に沿って国見山系がそれぞれ南北に沿って走っている。

#### (イ) 気候

県土が南北に広がっているため、年平均気温は 15～23℃、年間降水量は 2,000～3,000mm と気象にも幅があり、夏秋期には台風にしばしば見舞われ、また、夏期は干ばつ被害を受けることも多い。

#### (ロ) 植生状況

県土面積 918,810ha のうち、64%にあたる 587,714ha を森林が占めている。森林面積の 49%、287,226ha は、スギ・ヒノキを中心とする人工林、45%の 266,751ha は天然林が占めている。天然林は、シイ・カシ類等の常緑広葉樹を主に奄美のマンガローブ等温帯から亜熱帯に至る多様な森林が分布している。

#### (エ) 自然公園等の指定状況

県土面積の約 14%が国立公園、国定公園、県立自然公園に指定されている。

#### (オ) 土地利用状況

表 1 に耕作放棄地の推移を示す。耕作放棄地は、イノシシの絶好の生息地（採餌場所、休息場所、隠れ場所、ぬた場）となっており、耕作放棄地の増加は、イノシシの生息数増加をもたらすと考えられる。

表 1 耕作放棄地面積の推移 (単位：ha, %)

区分	H17	H22	H22/H17
耕作放棄地面積	12,004	11,778	98.1%
(うち中山間地域)	( 8,573)	( 8,693)	( 101.4%)
耕作放棄地率	12.6%	12.7%	100.8%
(うち中山間地域)	( 16.3%)	( 16.8%)	( 103.1%)

(出典：農林業センサス)

(注) 耕作放棄地率 = 耕作放棄地 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地)

#### (中山間地域の定義)

市町村においては、土地の利用態様により、宅地率の高い地域、耕地率の高い地域、林野率の高い地域等に類型化することができ、固有の基礎的地域特性を有している。この特性を統計分析、農政の推進のための基礎資料として、旧市町村ごとに次の農業地域類型を設定している。

(1)都市的地域、(2)平地農業地域、(3)中間農業地域、(4)山間農業地域  
「中間農業地域」と「山間農業地域」総称して「中山間地域」という。

- 中間農業地域 ①耕地率 20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市町村。  
②耕地率 20%以上で「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市町村。
- 山間農業地域 林野率 80%以上かつ耕地率 10%未満の旧市町村。

## イ 生息動向及び捕獲状況

### (7) 生息分布等

日本に生息するイノシシは、ニホンイノシシとリュウキュウイノシシの2つの亜種に分けられ、本県では県本土の全域にニホンイノシシ、奄美群島にリュウキュウイノシシがそれぞれ生息する。常緑、落葉広葉樹林、里山の二次林、低山帯と隣接する水田、農耕地、平野部に広く分布し、食性は雑食性で植物や動物を掘り返して採食する。出産期は、春～秋で、通常1年に1回出産するが産仔数は栄養条件によって異なる。野外での平均産仔数は、ニホンイノシシが4.5頭、リュウキュウイノシシでは3.9頭といわれる。また、イノブタとの交雑による多産化も懸念されている。

図2に第6回自然環境保全基礎調査（環境省，2004）による5kmメッシュの分布を示した。それによると、1978年に実施した第2回調査時には、県内全域で275メッシュだった分布が、第6回調査の2003年には323メッシュと8.2%分布メッシュが増加している。

県本土では、1978年には薩摩半島南端部や鹿屋市街地を除くほぼ全域に分布が確認されており、2003年には鹿屋市街地周辺でも確認されるようになっている。

奄美大島では、1978年には東部の笠利町を除く本島と加計呂麻島の全域で既に分布が確認されており、2003年には引き続き東部では確認されていないものの、請島、与路島でも分布が確認されるようになっている。

一方、徳之島は2003年に至るまで分布に大きな変化は見られない。

このように、県本土では徐々に分布域を拡大しつつあり、奄美大島の請島、与路島では、閉鎖的環境でありながら新たに分布が確認されている。生息分布域拡大の背景には狩猟人口の減少や耕作放棄地の拡大等複数の要因が考えられる。

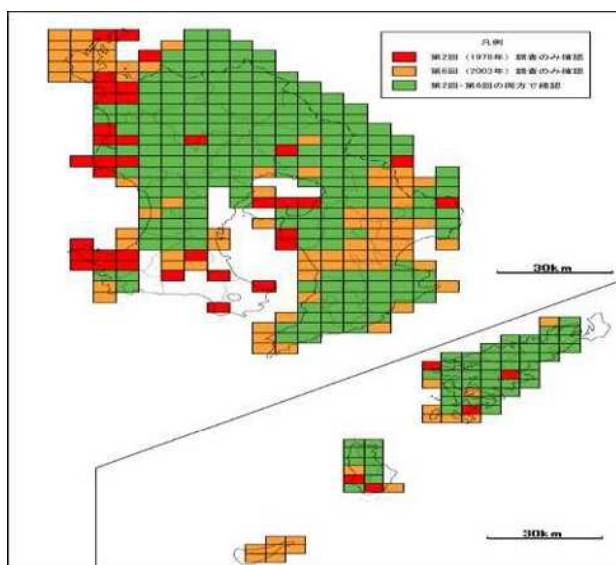


図2 イノシシの生息域

(イ) 密度分布パターン

図3に令和2年度の個体数調査結果から算出した市町村別の個体数密度の推定値を示す。県本土においては、地域別の傾向は明確ではないものの、鹿児島地域及び南薩地域の一部において、とりわけ密度が高い傾向が見られる。また、徳之島においては、他市町村と比較して全体的に密度が高く、概ね30~40頭/km<sup>2</sup>と推定されている。

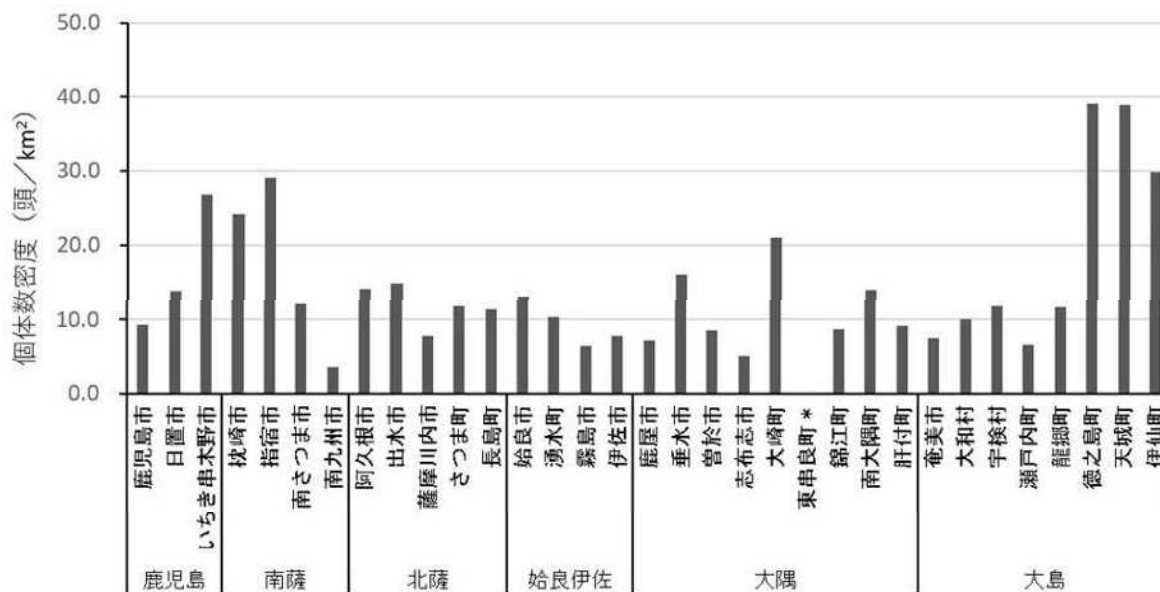


図3 令和2年度調査時における市町村毎の個体数密度(頭/km<sup>2</sup>)

※ 各市町村の個体数(中央値)と森林面積(km<sup>2</sup>)から算出したものである。東串良町は、推定個体数の算出に必要な捕獲数等のデータが小さいことなどから、計算システムによる推定が不可能であった。

(ウ) 推定個体数

表2に平成27年から令和2年度における各調査年度の推定個体数の推移を示す。個体数については、各種統計データを活用したベイズ法により推定したものである。

計画区全体の合計個体数及び県本土の個体数は、平成27年度から平成30年度調査においては減少傾向にあったが、令和元年度以降は増加傾向に転じている。奄美大島においては、平成30年度調査を除いてほぼ横ばいで推移している。徳之島においては、平成29年度調査以降はやや増加傾向にある。令和2年度調査において、県本土においては44,000頭、奄美大島においては6,000頭、徳之島においては4,000頭と推定されている。

表2 推定個体数の推移

	H27調査 (H26推定値)		H28調査 (H27推定値)		H29調査 (H28推定値)	
	個体数	密度	個体数	密度	個体数	密度
県本土	60,000	14.0	55,000	12.8	48,000	11.2
奄美大島	6,000	8.1	7,000	9.4	7,000	9.4
徳之島	1,000	8.8	1,000	8.8	2,000	17.6
合計	67,000	13.0	63,000	12.2	57,000	11.1
	H30調査 (H29推定値)		R1調査 (H30推定値)		R2調査 (R1推定値)	
	個体数	密度	個体数	密度	個体数	密度
県本土	39,000	9.1	40,000	9.3	44,000	10.3
奄美大島	9,000	12.1	5,000	6.7	6,000	8.1
徳之島	3,000	26.3	5,000	43.9	4,000	35.1
合計	50,000	9.7	51,000	9.9	55,000	10.7

※推定個体数は中央値を示す。密度については個体数（中央値）を森林面積（km<sup>2</sup>）で除した値を示す。ペイズ法による推定の場合、各調査年度の前年度の統計データを用いるため、前年度における個体数が推定される。各地域別に値を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

(エ) 捕獲状況

表3及び図4に捕獲数と農林業被害額の推移を示す。捕獲数は、平成19年度以降増加傾向にあり、平成25年度以降、有害鳥獣捕獲が狩猟を上回っている。なお、捕獲数については増加傾向にあるものの、農林業被害額については、増減を繰り返しており一定の傾向はみられていない。

表4及び図5に猟法別の捕獲数の推移を示す。平成18年度までは、銃器による捕獲が罠による捕獲を上回っていたが、平成19年度以降は逆転している。

有害鳥獣捕獲等と狩猟捕獲に分けて傾向を比較すると、有害鳥獣捕獲等においては、平成20年度以降の捕獲数の増加はわな捕獲の増加によるものであり、令和元年度以降においては、わな捕獲の割合が90%に達している。また、狩猟捕獲については、捕獲数はほぼ横ばいで推移しているが、銃による捕獲の減少等により、わな捕獲の割合が徐々に増加し、令和元年度以降においては、わな捕獲の割合が70%程度となっている。

表3 捕獲数及び農林業被害額の推移（単位：頭，千円）

区分	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
捕獲数	有害捕獲	3,618	3,481	3,795	3,098	4,206	5,015
	狩猟捕獲	9,425	6,780	7,294	6,787	7,821	7,218
	捕獲数計	13,043	10,261	11,089	9,885	12,027	12,233
被害額	農業被害	217,777	205,481	171,141	151,409	146,991	195,234
	林業被害	40,772	39,463	38,454	10,218	12,392	8,504
	被害額計	258,549	244,944	209,595	161,627	159,383	203,738

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲数	有害捕獲	6,675	7,057	8,940	9,681	10,904	14,796
	狩猟捕獲	7,982	8,802	9,047	7,165	8,064	8,553
	捕獲数計	14,657	15,859	17,987	16,846	18,968	23,349
被害額	農業被害	160,330	235,530	244,049	170,700	151,539	149,118
	林業被害	9,332	11,451	11,039	11,783	6,822	6,588
	被害額計	169,662	246,981	255,088	182,483	158,361	155,706

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
捕獲数	有害捕獲	13,056	11,358	12,767	16,603	21,745
	狩猟捕獲	7,822	7,517	6,568	7,949	7,502
	指定管理	104	114	80	86	68
	捕獲数計	20,982	18,989	19,415	24,638	29,315
被害額	農業被害	144,768	178,319	177,098	227,811	194,966
	林業被害	7,015	6,975	4,973	5,211	5,097
	被害額計	151,783	185,294	182,071	233,022	200,063

※有害捕獲は、有害鳥獣捕獲等の許可捕獲を、指定管理は指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を示す。

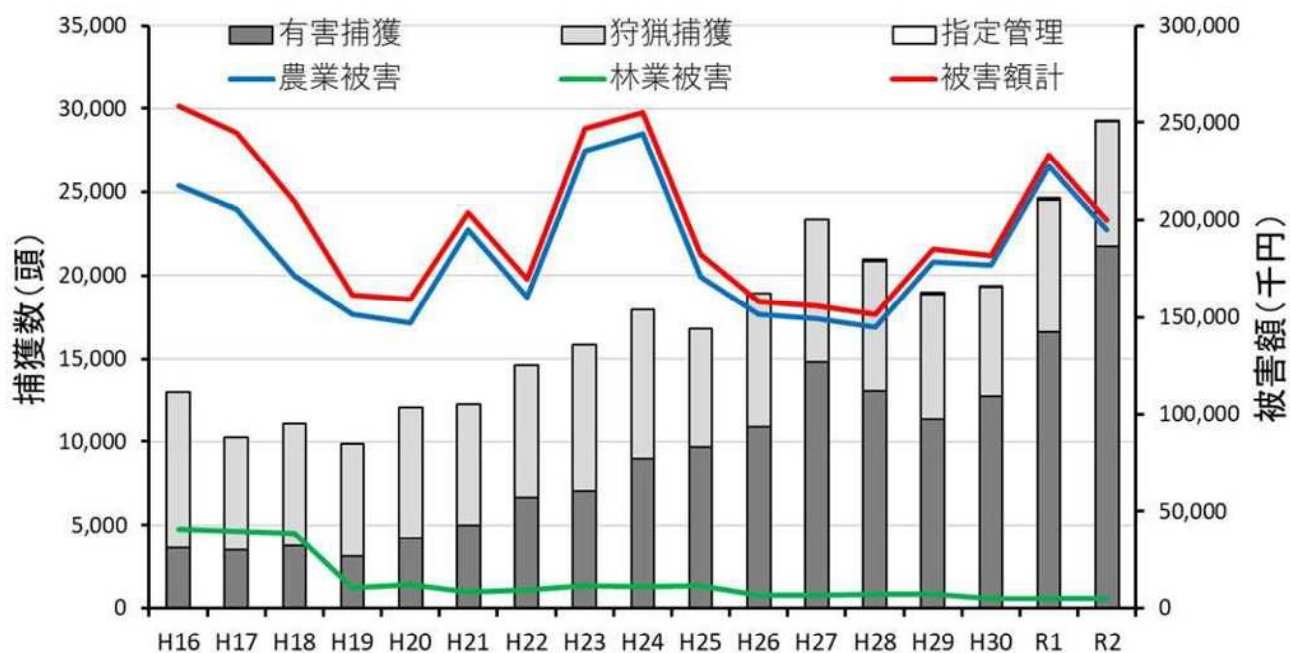


図4 イノシシの捕獲数と農林業被害額の推移



表 4 猟法別捕獲数の推移

(単位：頭)

捕獲方法	区分	H16		H17		H18		H19		H20		H21	
		捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率
有害捕獲	銃器	1,718	47%	1,647	47%	1,823	48%	1,424	46%	1,617	38%	1,760	35%
	わな	1,900	53%	1,834	53%	1,972	52%	1,674	54%	2,589	62%	3,225	65%
狩猟捕獲	銃器	3,618	100%	3,481	100%	3,795	100%	3,098	3,098	4,206	100%	5,015	100%
	わな	4,957	53%	3,778	56%	3,986	55%	3,024	45%	3,389	43%	3,176	44%
年捕獲数合計	銃器	4,468	47%	3,002	44%	3,308	45%	3,763	55%	4,432	57%	4,042	56%
	わな	9,425	100%	6,780	100%	7,294	100%	6,787	100%	7,821	100%	7,218	100%
年捕獲数合計	銃器	6,675	51%	5,425	53%	5,809	52%	4,448	45%	5,006	42%	4,936	40%
	わな	6,368	49%	4,836	47%	5,280	48%	5,437	55%	7,021	58%	7,297	60%
捕獲計	捕獲計	13,043	100%	10,261	100%	11,089	100%	9,885	100%	12,027	100%	12,233	100%

捕獲方法	区分	H22		H23		H24		H25		H26		H27	
		捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率
有害捕獲	銃器	2,091	31%	1,870	26%	2,427	27%	2,281	24%	2,228	20%	2,230	15%
	わな	4,584	69%	5,187	74%	6,513	73%	7,400	76%	8,676	80%	12,566	85%
狩猟捕獲	銃器	3,261	41%	3,580	41%	3,810	42%	2,851	40%	2,953	37%	2,793	33%
	わな	4,721	59%	5,222	59%	5,237	58%	4,314	60%	5,111	63%	5,760	67%
年捕獲数合計	銃器	7,982	100%	8,802	100%	9,047	100%	7,165	100%	8,064	100%	8,553	100%
	わな	5,352	37%	5,450	34%	6,237	35%	5,132	30%	5,181	27%	5,023	22%
捕獲計	捕獲計	9,305	63%	10,409	66%	11,750	70%	11,714	73%	13,787	73%	18,326	78%
捕獲計	捕獲計	14,657	100%	15,859	100%	17,987	100%	16,846	100%	18,968	100%	23,349	100%

捕獲方法	区分	H28		H29		H30		R1		R2	
		捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率	捕獲数	構成率
有害捕獲	銃器	2,100	16%	1,474	13%	1,375	11%	1,154	7%	1,982	9%
	わな	10,956	84%	9,884	87%	11,392	89%	15,449	93%	19,763	91%
狩猟捕獲	銃器	13,056	100%	11,358	100%	12,767	100%	16,603	100%	21,745	100%
	わな	2,631	34%	2,280	30%	2,064	31%	2,227	28%	1,961	26%
年捕獲数 合計	銃器	5,191	66%	5,237	70%	4,504	69%	5,722	72%	5,541	74%
	わな	7,822	100%	7,517	100%	6,568	100%	7,949	100%	7,502	100%
	捕獲計	4,731	23%	3,754	20%	3,439	18%	3,381	14%	3,943	13%
		16,147	77%	15,121	80%	15,896	82%	21,171	86%	25,304	87%
		20,878	100%	18,875	100%	19,335	100%	24,552	100%	29,247	100%

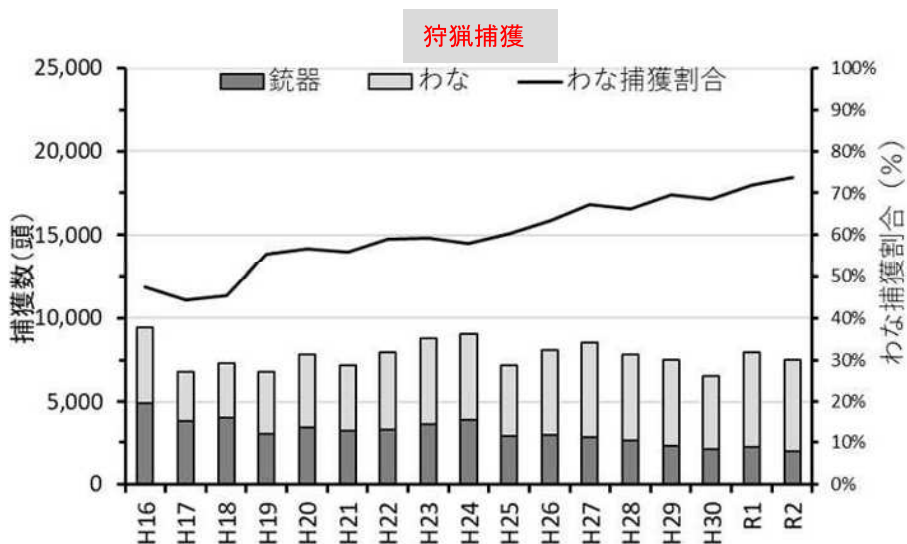
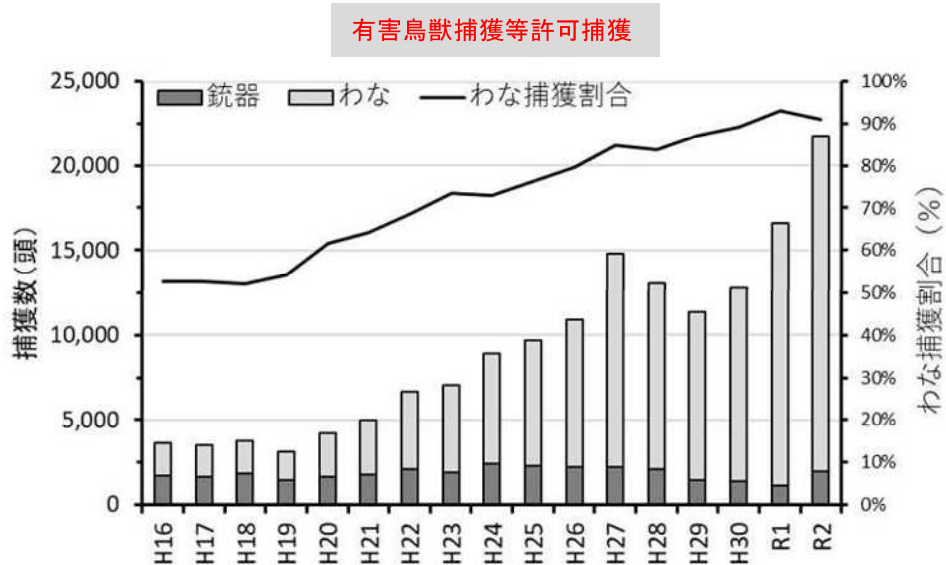


図 5 区分別の捕獲数等の推移

● わな捕獲及び有害鳥獣捕獲が増えている理由として考えられる点

- ・ 狩猟者間で、個人主義の思想や近代的な考えが浸透した。(銃器を使用したグループ猟から単独で捕獲が可能な「わな猟」へシフトした)
- ・ 国や市町村の捕獲経費支援や報償金を目的とした捕獲者が増えた。(銃器より捕獲効率の良い「わな捕獲」が選択されるようになった)
- ・ 有害鳥獣捕獲であれば捕獲報償金の対象となるが、狩猟捕獲は対象でない。(狩猟は個人のレジャーとしての位置付け)
- ・ 営農者や個人が自ら「わな免許」を取得して捕獲する考えが浸透した。
- ・ 平成 19 年度の銃刀法改正により、銃器の所持制限等から、銃器を使用した捕獲を辞める者が増えた。
- ・ 有害鳥獣捕獲を推進するために、法人(市町村)による年間捕獲の方法が周知され、採用する市町村が増えた。(狩猟は捕獲期間が狩猟期に限定されるが、有害捕獲は必要時である。このため捕獲に従事する時間が増える)
- ・ 平易に設置できるくくり罠製品が市場に普及した。

ウ 被害及び被害防止対策状況

(7) 被害状況

林業被害額については減少傾向にある。一方で、農業被害額については減少傾向にあったものの、平成28年度以降はやや増加傾向にある。農業被害額と林業被害額を比較すると大部分を農業被害が占めることから、それらの合計被害額も農業被害額と同様の傾向がみられる。

表5 被害状況の推移

(単位：千円)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
農業	水陸稲	74,987	75,276	69,551	60,609	59,378	58,374	54,679	62,504	63,987	55,889	57,164	61,074	55,039	90,112	84,808	103,054	95,312
	いも類	48,409	54,958	46,874	42,943	44,653	53,368	42,139	45,988	43,935	40,918	36,874	39,007	40,519	32,496	31,411	30,945	25,973
	果樹	41,771	32,623	28,153	21,640	20,428	28,514	7,912	43,832	36,747	22,385	19,723	16,695	16,544	18,097	19,913	31,482	23,464
	飼料作物	6,404	6,725	8,664	8,207	7,965	10,252	10,222	9,256	8,391	12,648	10,119	11,694	12,345	15,089	18,103	6,685	9,375
	工芸作物	34,138	21,806	8,325	8,884	5,663	28,377	36,009	56,929	75,826	26,272	14,909	9,264	12,211	12,559	12,213	42,989	28,604
	その他野菜	12,068	14,093	9,574	9,124	8,904	16,347	9,369	17,018	15,163	12,588	12,748	11,384	8,110	9,966	10,651	12,657	12,238
林業	小計	217,777	205,481	171,141	151,409	146,991	195,233	160,330	235,527	244,049	170,700	151,537	149,118	144,768	178,319	177,098	227,811	194,966
	タケノコ	40,772	39,463	38,454	10,218	12,392	8,504	9,332	11,451	11,039	11,783	6,822	6,588	7,015	6,975	4,973	5,211	5,097
	造林木	258,549	244,944	209,595	161,627	159,383	203,737	169,662	246,978	255,088	182,483	158,339	155,706	151,783	185,294	182,071	233,022	200,063
	合計被害額																	

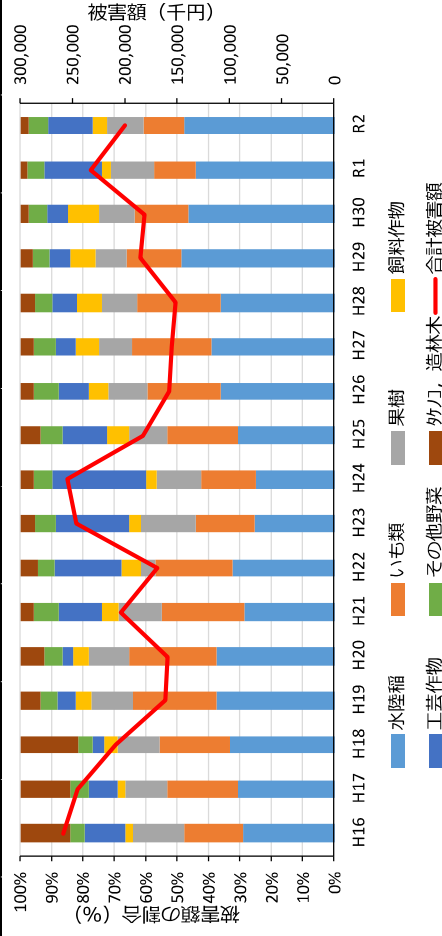


図6 被害状況の推移

(イ) 被害防止対策実施状況

農作物の鳥獣被害対策については、「寄せ付けけない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組を柱に、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進している。具体的には、集落ぐるみの研修会の開催や県鳥獣被害対策アドバイザーの派遣等を実施するとともに、侵入防止柵の整備等を推進している。

このうち、侵入防止柵については、平成25年度に開催された「県鳥獣被害防止対策推進会議」において、今後5年間の侵入防止柵の整備目標を1,600kmとした。なお、この整備目標については平成29年度に達成したが、被害の減少を図るため整備を引き続き推進している。

表6 侵入防止柵の整備状況

項 目	H25	H25~26	H25~27	H25~28	H25~29	達成率		達成率
		H25~26	H25~27	H25~28	H25~29	H25~R1	H25~R2	
県鳥獣被害防止対策推進会議において設定した目標 (H25~29に1,600km)の達成状況	370	953	1,169	1,469	1,680	105%	2,183	148%
電気柵	129	443	553	689	773	/	988	1,074
ワイヤーメッシュ柵	72	176	237	357	452	/	669	739
その他(金網柵やトコジメ柵)	170	334	378	424	454	/	526	556

(出典：県農村振興課)

エ その他

(ア) 狩猟者の状況

表7及び図7に、猟法別の狩猟者登録者数を示す。全体の登録者数は、平成24年度まで減少が続いていたが、平成25年度以降ほぼ横ばいで推移している。猟法別にみると、第一種銃猟の登録者数は継続的に減少しているもの、わな猟の登録者数は増加傾向にあり、その結果、平成19年度は3割弱であったわな猟の登録者数の割合は、令和2年度においては6割にまで増加している。

図8に狩猟免許の合格者数を示す。平成19年度から平成27年度からは増加傾向にあったが、その後減少傾向に転じたものの令和2年度は再び増加し、令和2年度は626名が合格している。合格者数を猟法別に見るとわな猟が占める割合が高く、近年では全体の8割程度を占めている。

表7 猟法別狩猟者登録者数の推移

種別	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	RI	R2
	22	23	26	23	24	22	18	21	27	34	34	43	42	47
網	1,450	1,479	1,535	1,582	1,776	1,919	2,156	2,293	2,513	2,620	2,695	2,735	2,761	2,982
わな	4,069	3,770	3,505	3,123	2,850	2,559	2,389	2,221	2,132	2,020	1,890	1,791	1,711	1,598
第一種	155	145	150	139	123	113	119	116	119	109	108	104	104	102
第二種	5,696	5,417	5,216	4,867	4,773	4,613	4,682	4,651	4,791	4,783	4,727	4,673	4,618	4,729
合計	25%	27%	29%	33%	37%	42%	46%	49%	52%	55%	57%	59%	60%	63%
わな割合														

(単位：人，%)



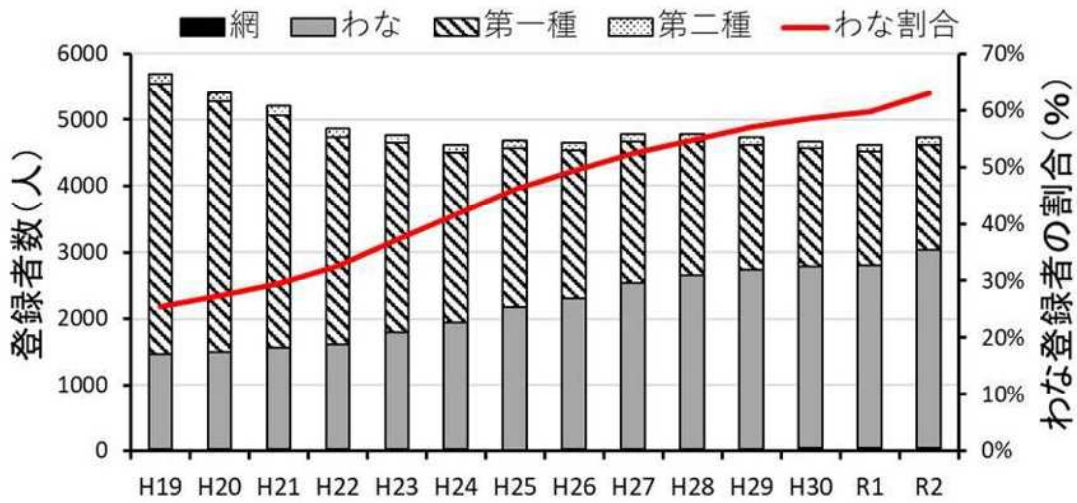


図 7 猟法別狩猟者登録者数の推移

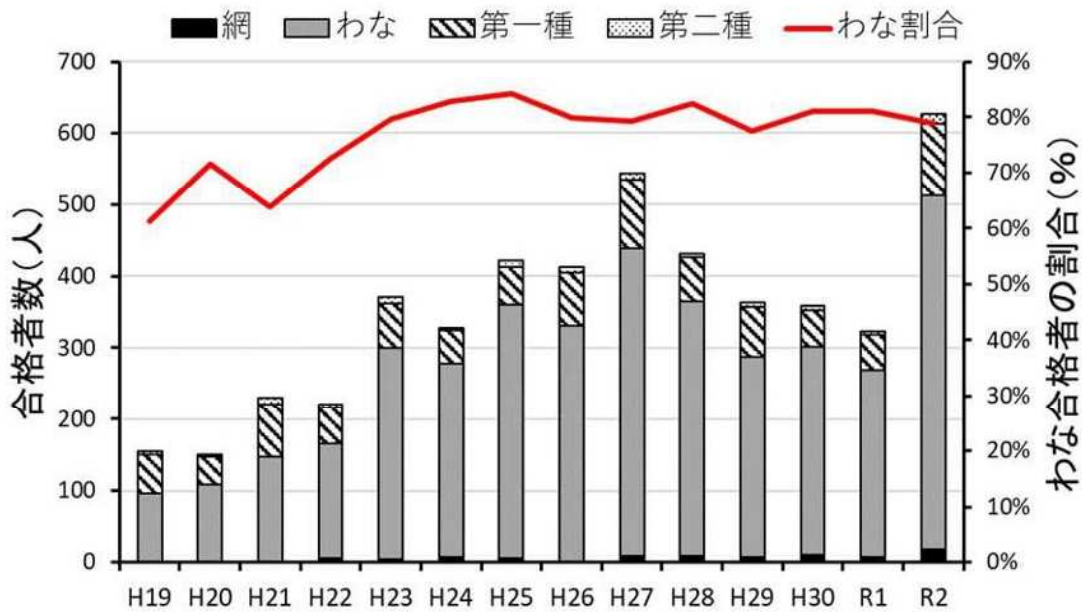


図 8 猟法別狩猟者合格者数の推移

(2) 管理の目標

ア 管理地域区分

本県には、県本土に生息するニホンイノシシと奄美群島のリュウキュウイノシシが生息していることから、二つの管理区分とする。(図1参照)

リュウキュウイノシシは、奄美群島に分布し地理的に孤立していることから、島毎に捕獲数や被害発生状況の把握に努める。

なお、沖永良部島のイノシシは、人為的に県本土から持ち込まれた外来種であるため、本計画からは除外する。

イ 管理目標

イノシシの個体数推定については、近年、ベイズ統計学に基づく新たな手法など検討されてきたものの、1年間という短期間でも個体数の変化が大きいことなどから、ニホンジカのように目標とする生息頭数や生息密度を設定し管理していくことが困難な動物である。

このため現段階においては、農林産物の被害額を管理目標に設定し、平成28年度から令和2年度の5ヶ年平均の被害額となる約2億円（農業：約1.8億円、林業：約0.1億円）を基準に毎年度10%程度減少させ、計画期末となる令和8年度には被害額50%減少となる被害額約1億円を管理目標とする。但し、この目標達成には「捕獲」に依存したものでなく、捕獲を含めた「総合的な被害防止対策」をもって実施されることとする。

捕獲頭数に関する目標の考え方としては、令和5年度までは、国の半減目標（令和5年度までの10カ年で個体数を半減）に準じたシミュレーションを参考に、令和6年度以降については、令和5年度の目標個体数（概ね34,000頭）を令和15年度までの10カ年で半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する。

なお、目標個体数については、各種モニタリングの結果や令和6年度以降の国の目標設定の動向等も考慮し、必要に応じて見直すこととする。また、目標達成に必要な捕獲数については、年度ごとに定めることとする。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

イノシシは、自然環境の下で農林作物へ被害を及ぼさず生息することが望ましいが、耕作放棄地の増加、山村集落の過疎化等により、人間活動の場とイノシシの生息域が重なったため、近年の被害が増加していると考ええる。

このため本計画では、以下の施策を推進することと併せ、生息状況に関する指標となる捕獲実績及び被害額等を把握し、計画の点検・評価を行うものとする。

また、必要に応じて計画の変更・見直しを行う。

なお、一連の体制について図9に示す。

ア 管理目標に沿った施策の実施

イ イノシシの分布状況、生息環境、農林業被害などの実態把握、分析

ウ 学識経験者等で構成される「特定鳥獣保護管理検討委員会」におけるモニタリング結果の分析、対策の評価

エ 評価結果を第二種特定鳥獣管理計画へフィードバック

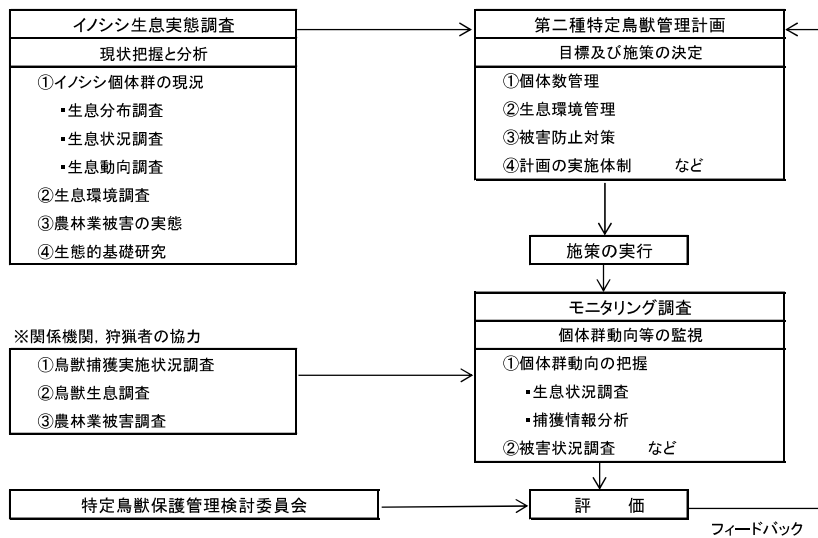


図9 イノシシ管理体制

## 6 特定鳥獣の数の調整に関する事項

### (1) 捕獲計画

管理目標に基づき被害を軽減するには、経年にわたる捕獲により生息数を減らすことが重要と考えられる。しかしながら近年の傾向を見ると捕獲数が増加しているにもかかわらず農作物の被害額は一定以下に減少していない結果を示している。（4頁，図4）

以上のことから、まず捕獲頭数と被害額の関係进行分析した。（図10）

その結果、被害金額は捕獲数が1万頭を超えたあたりから下げ止まっており、このことから、捕獲数を単純に増加させるだけでは、ある一定を境に被害額は減少していないことが推察された。

従って、目標達成を行うには、これまでの狩猟捕獲（規制緩和）を実施する一方で、特に農地周辺の加害個体を集中捕獲するといった精密な捕獲が必要となる。

また並行して電気柵・防護柵等の捕獲以外の手法を用いて農地を守ることや、耕作地周辺での野菜くず、出荷出来ない作物の投棄（無意識・無自覚な野生鳥獣への餌付け行為）を止めることにより、イノシシが近づかない環境が整備され、捕獲による被害抑止効果が最大限に発揮・維持されると思われる。

このように捕獲対策と被害防止対策が一体となり効果を発生させるには、各方面の体制の整備が必要であるが、以上を踏まえて、当面の間は現在の捕獲圧が弱まらないよう努めるものとする。

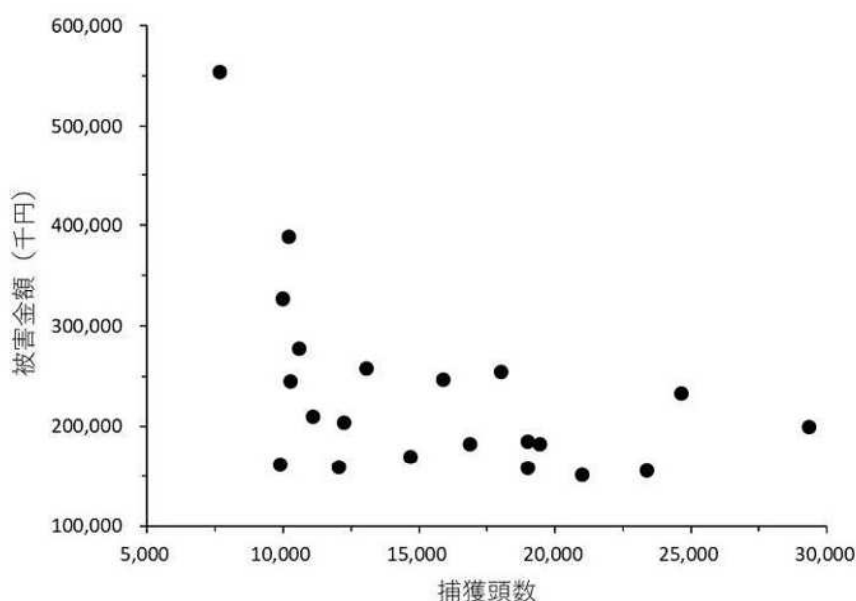


図10 イノシシ捕獲数と被害金額の関係※

※H12～R2年度の捕獲数と被害金額の関係を示す

### ア 狩猟による捕獲の推進

- ① イノシシの狩猟期間を11月1日～3月15日とする。
- ② くくり罟の規制（禁止する猟法）の解除
  - ・「くくりわなの輪の直径を12cmを越えないものとする」を解除する。



・「締め付け防止金具の装着」を「締め付け防止機能の装備」に改める。  
平成19年からの「くくりわな」の輪の直径に関する規制は、クマの錯誤捕獲に配慮したものであるが、本県ではクマの生息が確認されていないことから、規制を解除する。

#### イ 指定管理鳥獣捕獲等事業及び有害捕獲等による捕獲の推進

市町村における有害鳥獣捕獲体制の強化を図るとともに、高密度地域にありながらも捕獲が行われにくい箇所（鳥獣保護区等）においては、必要に応じて県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を導入することにより、一体的な捕獲の推進に努める。  
なお、有害鳥獣捕獲体制の強化を検討するにあたり必要となる生息状況調査の結果等基礎的な情報については、県から市町村に対して情報を提供するものとする。

#### ウ 個体数管理に必要な情報の収集

狩猟期間内の捕獲実態を把握するため、狩猟者の協力を得て鳥獣捕獲数等調査を実施する。調査項目は、出猟月日、出猟区域、性別の出会い数、捕獲数等とする。  
また、指定管理鳥獣捕獲等事業については、必要に応じてセンサーカメラの設置等による生息状況等の調査を行い、生息するイノシシの雌雄割合等を把握するとともに、捕獲事業の効果等について検証する。

#### エ 錯誤捕獲対策

錯誤捕獲の予防及び早期発見並びにその後の適切な対応を図るため、わな捕獲においては、定期的な見回りを行うように、また銃捕獲においては、矢先の確認を慎重に行う等、錯誤捕獲対策の徹底を推進する。  
なお、近年、熊本県境においては、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカが目撃が報告されている。目撃された個体が県内に定着し始めているものなのかどうかは不明ではあるものの、錯誤捕獲対策の観点からも注意が必要であることから、引き続き情報収集等に努めるものとする。

### (2)効果的な捕獲手法の活用

農林業被害を確実に減らすために効果的な捕獲手法の活用を図る。一例として、捕獲による生息数の減少を図るためには、メスの捕獲割合を高めることが有効である。また、被害の軽減を図るためには、加害個体を特定するとともに、それらを標的として捕獲を進めることが重要になる。以上の観点から、捕獲の量のみならず質を向上させるための技術等についても、情報収集するとともにその導入等を検討する。  
なお、わな捕獲については ICT わなの活用等を推進することにより、見回り負担の軽減や錯誤捕獲等への早期対応を図る。

### (3)指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

#### ア 事業の目的

図4に示すとおり、イノシシによる農林産物被害は、依然として高い水準で推移しており、管理目標の達成を本計画期間内に実現させるためには、市町村が主体となった既存の捕獲事業に加え、県が主体となった捕獲事業を実施し、イノシシの捕獲を積極的かつ集中的に行う必要があることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣法」という。）に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に努め、管理対策のより一層の推進を図るものとする。

#### イ 実施期間

「3 計画の期間」に定める期間とする。

(令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間)

ウ 実施区域

「4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき地域」とする。

エ 事業の目標

「5 (2) 管理の目標」のとおりとする。

オ 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

(ア) 実施の方法生息分布等

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては鳥獣法第14条の2の規定に基づき、あらかじめ、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を作成する。また、効果的な捕獲等を促進するため、新たな捕獲手法の検証等を行う。

(イ) 実施の方法生息分布等

原則として1年以内とする。

(ウ) 実施結果の把握及び評価

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数、雌雄別、幼成獣別、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集し、当該事業の成果を検証するとともに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等についての検討を行うものとする。

また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、当該事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、当該事業の効果・妥当性等も考慮し、実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の実施計画を作成するものとする。

なお、科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者等を活用し、必要に応じて、外部の専門家とも連携して実施するものとする。

カ 事業の実施者

国及び鹿児島県とする。

7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

イノシシ管理の最も大きな課題は、農地周辺の環境管理である。特に被害の激しい中山間地域では、耕作放棄地の増加や果樹園の手入れ不足、森林の手入れ不足（放置林の増加、荒廃竹林の拡大、クヌギ林の未利用等）等が、イノシシの餌場や隠れ場所として好適な環境を提供していることから、イノシシを誘引する耕作地の周辺にある耕作放棄地や手入れ不足の果樹園、森林について以下の啓発を行う。

- ・ 収穫残滓を放置しない。
- ・ 実った果実、落ちた果実はすぐさま回収する。
- ・ 収穫しない果実などは除去する。
- ・ 身を隠す茂みをなくす。
- ・ 獣道を定着させない（獣道の攪乱によってイノシシを寄せ付けない）。

また、鳥獣保護区や休猟区の設定については、被害の状況に応じて地元の理解を得ながら計画する。

8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1)被害防止対策

被害防止対策を行うには捕獲だけでは不十分である。そのため、捕獲以外の手段も含め総合的な対策を積極的に活用する（表8参照）。

表8 対策事業の概要

●ソフト対策（総合推進）		
取扱	事業名	事業内容
農	鳥獣被害対策実践事業（推進事業）	県：鳥獣被害防止に関する研修会の開催，県鳥獣被害対策アドバイザーの派遣，新技術事例調査，ジビエ利用拡大研修等 市町村：協議会・研修会の開催，センサー付き箱わな等の導入等
環	特定鳥獣総合管理対策推進事業	特定鳥獣保護管理検討委員会の開催

●ハード対策（侵入防止）		
取扱	事業名	事業内容
農	鳥獣被害対策実践事業（侵入防止柵等の整備）	侵入防止柵等の整備
農	農業農村整備関連事業（採択地区のみ）	農地整備等に伴う侵入防止柵の整備

●捕獲対策（個体管理）		
取扱	事業名	事業内容
農	鳥獣被害対策実践事業（捕獲活動経費の支援）	農家等の自衛的わな猟免許取得者（初心者）へ捕獲技術の習得支援，有害鳥獣の捕獲活動経費の支援
環	狩猟適正化対策事業	狩猟者の確保（狩猟免許取得申請者へのテキスト等配布）
環	特定鳥獣総合管理対策推進事業	生息状況調査，高密度地域における捕獲，効果的捕獲の促進に向けた技術検証，狩猟捕獲の強化に向けた支援等

取扱：農・・・農政部局，環・・・環境林務部局

(2)モニタリング等の調査研究

ア 生息状況調査

各種統計データを活用し，ベイズ法により計画対象市町村におけるイノシシの個体数を推定する。

イ 捕獲数等調査

市町村等関係機関とも連携し，捕獲数について把握する。指定管理鳥獣捕獲等事業については，センサーカメラによる生息状況等の調査や捕獲に係る各種データを用いた捕獲効率等の解析についても実施する。また，狩猟者の協力を得て性別の出会い数等についても調査をする。

ウ 被害状況調査

鳥獣被害調査を市町村に対し実施し、当該年度の農業、林業の作物別被害面積、被害額等を調査する。

(3)計画の実施体制

ア 特定鳥獣保護管理検討委員会

第二種特定鳥獣管理計画の策定及び実施にあたって、本県に生息するイノシシ個体群の適切な管理のあり方について、専門的な観点から分析・評価を行うと共に、改善点や計画の見直しについて検討を行う。

イ 鹿児島県鳥獣被害防止対策推進会議

鳥獣被害防止対策について、効果の検証と総合的な対策を推進するために「鹿児島県鳥獣被害防止対策推進会議」を設置する。また、専門的な協議を行うために「被害防止対策部会」及び「捕獲対策部会」を設置する。

庁内関係部局や地域振興局・支庁、関係機関・団体が連携し、市町村の「被害防止計画」基づく取組を支援する。

ウ 市町村有害鳥獣被害対策協議会

県関係機関、市町村、森林組合、農協、地区猟友会等で構成する当協議会において、効果的な防除対策や捕獲体制等について、連絡・調整を図りながら、第二種特定鳥獣管理計画に基づく対策を進める。

エ 関係県との連絡調整

「九州各県鳥獣保護行政担当者会議」において、情報交換や連絡調整を行い、相互の連携を図りながら適切な対策を検討する。